

## 山梨県営業時間短縮要請協力金の交付額確認表

【協力要請期間】令和3年1月25日(月)0時から令和3年2月7日(日)24時まで  
(ホテル・旅館においては「営業」を「飲食提供」に読み替える。)

施設の 種類※1	内訳	施設区分 (感染防止対策の状 況)	グリーン・ゾーン認証 申請書の受理	連続して営業時 間を短縮した 期間※2	通常時1週 間の21時 以降の営 業日数	交付額	交付区 分
食事提供 施設	飲食店(居酒屋、接待及びカラオケを伴わないバー・スナックを含む。)、料理店、喫茶店等※宅配・テイクアウトサービスのみを提供する場合を除く	グリーン・ゾーン認証(飲食業)施設	1月24日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理(郵送の場合、1月25日に到達したものを含む)された施設	1月25日0時から 2月7日24時まで	4日以上	56万円	A
					3日以下	28万円	B
				1月29日0時から 2月7日24時まで	4日以上	40万円	C
					3日以下	20万円	D
				1月29日0時から 2月7日24時まで	4日以上	40万円	E
					3日以下	20万円	F
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー・スナック(接待又はカラオケを伴うものに限る。)、カラオケボックス、ライブハウス	1月22日時点で休業協力要請の個別解除を受けている施設(同日付の個別解除決定を含む)	1月22日時点で休業協力要請の個別解除を受けている(同日付の個別解除決定を含む)グリーン・ゾーン認証(宿泊業)施設	1月25日0時から 2月7日24時まで	4日以上	56万円	G
					3日以下	28万円	H
				1月29日0時から 2月7日24時まで	4日以上	40万円	I
					3日以下	20万円	J
				1月29日0時から 2月7日24時まで	4日以上	40万円	K
					3日以下	20万円	L
ホテル・ 旅館	ホテル・旅館のうち休業協力要請の対象施設(集会の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの。)	1月22日時点で休業協力要請の個別解除を受けている(同日付の個別解除決定を含む)グリーン・ゾーン認証(宿泊業)施設	1月24日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理(郵送の場合、1月25日に到達したものを含む)された施設	1月25日0時から 2月7日24時まで	4日以上	56万円	M
					3日以下	28万円	N
				1月29日0時から 2月7日24時まで	4日以上	40万円	O
					3日以下	20万円	P
				1月29日0時から 2月7日24時まで	4日以上	40万円	Q
					3日以下	20万円	R
	上欄に該当 しない施設	グリーン・ゾーン認証(宿泊業)施設	1月24日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理(郵送の場合、1月25日に到達したものを含む)された施設	1月25日0時から 2月7日24時まで	4日以上	56万円	S
					3日以下	28万円	T
				1月29日0時から 2月7日24時まで	4日以上	40万円	U
					3日以下	20万円	V
1月29日0時から 2月7日24時まで	上記以外で1月29日までにグリーン・ゾーン認証申請書が受理(郵送又は持参の場合、同日17時までに到達)された施設	4日以上	40万円	W			
		3日以下	20万円	X			

## ※1 次に該当する施設は協力金の支給対象とはなりません。

- 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗  
(飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)
- ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー
- ネットカフェ・漫画喫茶
- 飲食スペースを有さないキッチンカー
- 飲食の提供をしていないホテル・旅館
- 宿泊部屋以外に飲食を提供するスペースが無いホテル・旅館
- 通常時21時以降の営業を行わない施設や営業の実態を有すると認められない施設
- 休業協力要請の対象施設である遊興施設やホテル・旅館が、個別解除を受けていない場合
- グリーン・ゾーン認証申請中の食事提供施設やホテル・旅館が、令和3年6月30日までにグリーン・ゾーン認証を受けることができない場合

## ※2 協力要請期間中の定休日や休業日は、営業時間を5時から21時までに短縮した日とみなします。